

経 済 産 業 省

20231212保局第2号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準についての一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年12月15日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 辻本 圭助



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準についての一部を改正する規程

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20190308保局第5号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この規程は、令和5年12月15日から施行する。

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（２０１９０３０８保局第５号）新旧対照表
 （改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。）

改正後	改正前
別添 ４ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について 第 1 1 条（貯蔵施設）関係 1. [略] 2. [略] (1) [略] (2) 貯蔵施設には、貯蔵施設の所有者若しくは占有者の従業員であつて規則第 3 6 条第 2 項に定める要件に適合する者が管理人として貯蔵施設に常駐していること、又は貯蔵施設に<u>関係者以外の者が容易に近づけず立ち入らないような措置を講じていること。</u> <u>なお、上記の措置はさく、へいを設け施錠等を行うことなどが考えられるが、これに限らない。</u> (3)～(4) [略] 3. ～7. [略] 第 3 0 条（認定の申請）関係 1. ～2. [略] <u>3. 第 2 項各号に掲げる書類については、「保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について」（平成 2 5 年 3 月 2 9 日付け 2 0 1 3 0 2 0 8 商局第 3 号）を参照されたい。</u> 別添 運営管理規程（例） （監視する者の業務内容） 第 4 条 規則第 4 6 条第 1 号ハの監視する者（以下「監視員」という。）の業務内容は次の各号に定めるとおりとする。 （監視員の配置場所及びその体制） 第 5 条 監視員は、第 2 条第 2 項の<u>集中監視センター又は前条の業務が円滑に実施することができる場所</u>に常時配置するものとする。	別添 ４ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について 第 1 1 条（貯蔵施設）関係 1. [略] 2. [略] (1) [略] (2) 貯蔵施設には、貯蔵施設の所有者若しくは占有者の従業員であつて規則第 3 6 条第 2 項に定める要件に適合する者が管理人として貯蔵施設に常駐していること、又は貯蔵施設に<u>さく、へいを設け施錠等を行うことにより関係者以外の者が容易に立ち入れないようにしていること。</u> (3)～(4) [略] 3. ～7. [略] 第 3 0 条（認定の申請）関係 1. ～2. [略] <u>2. 第 2 項各号に掲げる書類については、「保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について」（平成 2 5 年 3 月 2 9 日付け 2 0 1 3 0 2 0 8 商局第 3 号）を参照されたい。</u> 別添 運営管理規程（例） （監視する者の業務内容） 第 4 条 規則第 4 6 条第 3 号の監視する者（以下「監視員」という。）の業務内容は次の各号に定めるとおりとする。 （監視員の配置場所及びその体制） 第 5 条 監視員は、第 2 条第 2 項の<u>集中監視センター</u>に常時配置するものとする。

2 [略]	2 [略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	